

国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第2章 内国旅行の旅費</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第15条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 役員及び学長が特に認める者が、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(船賃)</p> <p>第16条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び座席指定料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>イ 役員については、上級の運賃</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>イ 役員については、上級の運賃</p> <p>ロ (略)</p>	<p>本則</p> <p>第2章 内国旅行の旅費</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第15条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 役員、<u>国立大学法人東京農工大学組織運営規則第22条第1号に規定する農学研究院長及び同条第2号に規定する工学研究院長</u>(以下「<u>研究院長</u>」という。)並びに学長が特に認める者が、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(船賃)</p> <p>第16条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び座席指定料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>イ <u>役員及び研究院長</u>については、上級の運賃</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>イ <u>役員及び研究院長</u>については、上級の運賃</p> <p>ロ (略)</p>	

(3)～(5) (略)

2 (略)

(日額旅費)

第25条 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県内のうち特に定める近郊地域への旅行については、第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する。

2 (略)

別表第1

内国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
役員			
職員及び職員以外の者 (学生を除く。)		(省略)	
大学院生及び学部生			

別表第2

外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料

(3)～(5) (略)

2 (略)

(日額旅費)

第25条 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県内のうち特に定める近郊地域への旅行については、国立大学法人東京農工大学日額旅費細則第2条第3号ただし書に規定する旅行を除き、第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する。

2 (略)

別表第1

内国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
役員及び研究院長			
職員(研究院長を除く。)		(省略)	
大学院生及び学部生			

備考 この表に定めのない者(以下この備考において「学外者」という。)の日当、宿泊料及び食卓料の額は、細則に定める学外者の相当する職等の区分による額とする。

別表第2

外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料

	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	(1夜につき)
役員									
職員のうち教授、准教授、事務局長、部長及びこれらに相当する職位にある者(職員以外の者については、役員及びこれらと同等の職務にある者)									
職員については、役員、上欄又は下欄の職位以外の者(職員以外の者については、上欄又は大学院生及び学部生以外の者)				(省略)					
職員のうち主任、係員、技術員及びこれらに相当する職位にある者、大学院生、学部生									

備考 1 指定都市とは、細則で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として細則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で細則で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として細則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で細則で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。

2 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	(1夜につき)
役員及び研究院長									
職員のうち教授、准教授、事務局長、部長及びこれらに相当する職位にある者									
職員のうち上欄又は下欄の職位以外の者				(省略)					
職員のうち主任、係員、技術員及びこれらに相当する職位にある者並びに大学院生及び学部生									

備考 1 指定都市とは、細則で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として細則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で細則で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として細則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で細則で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。

2 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

3 この表に定めのない者(以下この備考において「学外者」という。)の日当、宿泊料及び食卓料の額は、細則に定める学外者の相当する職等の区分による額とする。

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行し、同日以降に出発する旅行から適用する。
- 2 この規程の施行日前に出発し、完了が施行日以降の旅行については、なお、従前の例による。